破産手続廃止

平成２４年（フ）第１号
熊本県上天草市姫戸町姫浦4948番地21
破産者　平田　利次
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４８号
埼玉県春日部市大場1125番地ハイツ青柿Ｂ102号、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市緑町４丁目11番３号金子アパート201
破産者　宇津木盛剛
1　決定年月日　平成24年５月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
愛知県安城市横山町大山田中61番地２　ＰＡＳＴＯＲＡＬⅡ―301
破産者　杉浦　裕次
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長崎県対馬市厳原町下原470番地１　床谷アパート110―103
破産者　中山　照道
1　決定年月日　平成24年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１４７３号
神戸市長田区菅原通１丁目国鉄高架下第79号
破産者　日豊運輸株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午前10時
平成24年５月１日
神戸地方裁判所第３民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２１号
石川県鳳珠郡能登町字時長キ字14番地
破産者　有限会社中下鉄工
異議申述期間　平成24年６月26日まで
平成24年５月７日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０５８号
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　株式会社平成興産
1　決定年月日　平成24年５月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０９１号
東京都台東区浅草橋１丁目３番14号
清算株式会社　日本文具振興株式会社
1　決定年月日　平成24年５月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１９号
栃木県日光市川治温泉川治11番地
清算株式会社　株式会社フェアシティー
代表清算人　竹内　　守
1　決定年月日　平成24年５月２日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本件各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
奈良県大和郡山市美濃庄町297番地の19
再生債務者　株式会社イズミエンタープライズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　奈良市登大路町36番地　大和ビル４階　奈良合同法律事務所　弁護士　北岡　秀晃
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年５月１日　　奈良地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第４号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
再生債務者　有限会社尾崎畜産
1　決議に付する計画案　平成24年２月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年６月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月５日
6　議決権者確定の基準日　平成24年５月18日
平成24年４月27日　　宮崎地方裁判所民事部

平成２３年（再）第５号
宮崎市大字大瀬町3741番地７
再生債務者　尾﨑　宗春
1　決議に付する計画案　平成24年２月29日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月19日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年６月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月５日
6　議決権者確定の基準日　平成24年５月18日
平成24年４月27日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第５号
盛岡市上太田田中留80番地１
再生債務者　株式会社滝沢工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定した後３年を経過した。
平成24年５月１日
盛岡地方裁判所第２民事部